

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第12号議案 令和5年度長崎市一般会計予算

目次

説明書  
記載頁

【4款 衛生費】

**拡大** 子育て世代包括支援センター運営費(4.1.3) ..... P 3 ~ 5 (P 184 ~ 185)

こ ども 部  
中 央 総 合 事 務 所  
東 総 合 事 務 所  
南 総 合 事 務 所  
北 総 合 事 務 所

令 和 5 年 2 月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
184~185	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-1	子育て世代包括 支援センター運営費	千円 10,039

## 1 概 要

専門職(保健師等)が妊産婦や子育て家庭の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な支援へとつなぐ子育て世代包括支援センター(子育てサポート課及び各総合事務所地域福祉課に位置づけ)を運営し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と誰一人見逃さないための体制づくりを行う。

その中で、令和5年1月から、母子健康手帳交付時に専門職(保健師等)が全ての妊婦との面接を開始しており、妊婦とその家庭の状況を把握するとともに継続的にその後の支援へとつなげているが、令和5年4月から、就労中の妊婦等の利便性の向上を図り、より一層寄り添った支援を行うために、閉庁時の交付回数を拡大するもの。

## 2 事業内容

- (1) こども・子育てイーカオ相談及び乳幼児健診等の母子保健事業における、あらゆる相談への対応や必要な支援の提供
- (2) 母子健康手帳交付時の専門職(保健師等)による妊婦全数面接の実施
- (3) 支援プランの作成及び支援状況の進行管理
- (4) 子育て全般に係る支援メニューの情報集約、市民への提供及び切れ目のない支援のための子育て関係団体との連携強化

## 3 拡大内容

- (1) 閉庁時の母子健康手帳の交付回数の拡大

○土日

	令和5年3月まで	令和5年4月から
回数	月1回	月2回
曜日	偶数月:土曜日、奇数月:日曜日	原則第1日曜日、第3土曜日
時間	土曜日:9:00-17:00 日曜日:9:00-12:30	
予約	原則要(電子申請及び電話で受付)	
場所	本庁(子育てサポート課)	

○平日時間外

	令和5年3月まで	令和5年4月から
回数	月1回	週1回
曜日	第4火曜日	毎週火曜日
時間	17:30~19:00(日中も通常通り交付)	
予約	不要	
場所	本庁(子育てサポート課)	

4 事業費内訳

(単位:千円)

	予算額	子育て サポート課	中央総合 事務所	東総合 事務所	主な内容
報酬等	5,685	660	4,122	903	会計年度任用職員に係る報酬等
共済費	899	126	773	—	会計年度任用職員に係る共済費
旅費	250	39	144	67	会計年度任用職員に係る通勤手当
需用費	2,612	2,602	7	3	母子健康手帳購入費等消耗品費 相談カード等印刷製本費
役務費	161	33	128	—	保健師活動に係る船車券購入費 等
委託料	350	350	—	—	福祉系システム改修
使用料及び 賃借料	82	82	—	—	OA 機器借上料
合計	10,039	3,892	5,174	973	

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 <sup>※1</sup>	県支出金 <sup>※2</sup>	地方債	その他 <sup>※3</sup>	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
10,039	6,412	1,603	—	29	1,995

※1 子ども・子育て支援交付金

国庫補助率 交付金対象額(母子健康手帳購入経費等を除く9,620千円)の2/3

※2 子ども・子育て支援交付金

県補助率 交付金対象額(母子健康手帳購入経費等を除く9,620千円)の1/6

※3 保険料個人負担金

【参考】

妊婦全数面接開始後の交付状況：令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

		場所	開設時間	予約	交付数 <sup>※1</sup> (人)	割合 (%)
本庁 (子育て サポート 課)		2階 イーカオプラザ	【平日】 8:45-17:30 (月1回、19:00まで 開設) 【土日】月1回 偶数月の土曜日 9:00-17:00 奇数月の日曜日 9:00-12:30	不要 (土日は原則予約制)	144 (うち日曜:5) <sup>※2</sup> (うち平日時間外:3) <sup>※3</sup>	73.1
総合事務所	中央	西浦上 地域センター	【月・水・金】 10:00-17:00	要 (電子申請 及び電話で 受付)	20	10.2
	東	東総合事務所 地域福祉課	【月・水・金】 10:00-17:00		18	9.1
	南	南総合事務所 地域福祉課	【火・木】 10:00-17:00		4	2.0
	北	北総合事務所 地域福祉課	【火・木】 10:00-17:00		11	5.6
合計					197	100.0

※1 転入除く

※2 令和5年1月15日(日)に実施

※3 令和5年1月31日(火)に実施